



旅行代金
おとな お一人様
14,500円
(税込)
子供代金の設定は
ありません



富山県南砺市の里山で出会う、
美味しい秋の一日

富山 干柿 時間



応募フォームQR

※写真はイメージです。

城端善徳寺テレワークスペース 杜人舎にて体験教室

干柿コーディネーターによる、干柿づくりとナッツ・チーズを使った“ちょっと贅沢”なスイーツ作り。手仕事の温かみに触れる時間は、旅の良さ思い出に。



※写真はイメージです。

干柿ハサ掛け見学

今では南砺でも見られなくなった“ハサ掛け”。再現された風景は、どこか懐かしく、心に残る光景です。



ご旅行期間

2025年 **11月8日** **土** 日帰り

募集人数

25名(最少催行15名) 全行程 添乗員と干柿コーディネーターが同行します。

申込方法

上記QRの応募フォームよりお申し込みください。

申込締切

2025年 **10月17日** **金** (必着) 先着順となり次第 締め切らせていただきます。

集合解散

JR城端駅 集合 9:30 解散 16:15頃

◆ 行程

Start!	9:50	11:10	11:30	13:30	15:30	Gole!
集合	① 生産農家と三社柿畑 見学	② 干柿ハサ掛け 見学	③ 桜ヶ池クアガーデン 昼食	④ 干柿づくり、 スイーツづくり体験 城端善徳寺内杜人舎にて	⑤ トレボーワイナリー工場 見学・試飲	到着
9:30集合	11:00	11:25	13:15	15:20	16:00	16:15頃
JR城端駅						JR城端駅
9:40出発						到着後解散

お問い合わせ
お申し込み

一般社団法人 南砺市観光協会
TEL 0763-62-1201 FAX 0763-62-1202

〒939-1852 富山県南砺市是安206-22
営業時間/8:30~17:30 休業日/年末年始

旅行企画・実施 富山県知事登録旅行業 地域-1号

裏面もご覧ください

国内旅行業務取扱管理者/野原善一

生産農家と 三柿柿畑見学

秋の陽に輝く柿畑へ。地元の生産者が語る、手間ひまかけた「干柿のある暮らし」をのぞいてみませんか。住んだ空気の中、写真映えする絶景スポットでひとときもお楽しみに。



桜ヶ池クアガーデンにて昼食

オーベルジュならではの、干柿を取り入れた創作ランチをご用意。身体にやさしく、見た目も華やか。五感で秋を味わってください。

※当日のメニューは準備のため写真はイメージです

トレポーワイナリー 工場見学

地元の自然が育んだワインを、静かな工房でひと口。干し柿スイーツとのマリアージュも、このツアーならではの楽しみです。



〈プラン内容〉

- ご旅行期間 2025年11月8日(出)日帰り
- ご旅行代金 14,500円(おとな お一人様)
- 募集人員 25名(最少催行15名)
- 添乗員 城端駅より全区間同行します
- 食事条件 昼食1回
- 交通機関 貸切バス：三和交通 中型バス予定
- 旅行代金に含まれるもの
行程に記載の貸切バス代、食事代、体験代
- 旅行代金に含まれないもの
昼食時の飲み物代、行程に記載のない個人的費用など

お申し込みからご出発までの流れ

■お申込み・お支払い ▶ ご出発 ツアー出発場所にお集まりください。



左記QRの応募フォームよりお申し込みください。お支払いは以下のいずれかをお願いします。

① 応募フォーム内のクレジット決済

② 右記口座へ振込(手数料はお客様負担)

富山銀行城端支店 シャ) ナントシカンコウキョウカイ 普通 3004752

ツアー代金の入金をもって旅行契約の成立と致します。入金確認後、旅行日程をお送りさせていただきます。

お申し込みのご案内

■お申し込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。

この旅行は、一般社団法人南砺市観光協会(以下「当協会」という)が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。又、契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)の各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件、最終旅行日程表及び当社の「旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)」によります。

1. 旅行のお申込み及び契約の成立

- ① お電話、ファクシミリ、インターネットなどの通信手段によるご予約の場合、当協会が予約を受諾した翌日から起算して3日以内に申込金のお支払いをいただきます。お申込金は、旅行代金・取送料の一部に充当します。お申込金をお支払頂いた時点で契約成立となります。
- ② 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、その他特別な配慮を必要とされるお客様は、その旨をお申し出下さい。当協会は可能な限りこれに応じますが、当協会がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。

●お申込金

旅行代金	1万円未満	1万円以上 3万円未満	3万円以上 6万円未満	6万円以上 10万円未満	10万円以上
お申込金	3,000円～ 旅行代金まで	6,000円～ 旅行代金まで	10,000円～ 旅行代金まで	20,000円～ 旅行代金まで	旅行代金の 20%～旅行代金

2. 確定書面(最終日程表)の交付

当契約書面において旅行日程または重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面の交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日7日以内)の申し込みの場合は旅行当日)までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます)をお渡し致します。

3. ご旅行代金について

- ① 各コースの旅行代金は、特に記載のある場合を除き大人一人様の代金です。
- ② 子供代金は国内旅行では原則として小学校在学のお子様にご利用しますが、利用運送機関が就学前のお子様にも別途料金設定している場合など、別途子供料金をご負担いただく事があります。
- ③ 旅行代金は原則としてご出発の21日前までにお支払いください。

4. 旅行内容・旅行代金の変更

- ① 当協会は天災地変・運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供など、当協会が関与し得ない事由が発生した場合に、理由を説明して旅行契約の内容を変更することがあります。
- ② 運送・宿泊機関の利用人数によって旅行代金が異なるコースにおいて、お客様の都合で利用人員が変更になった場合は旅行代金の額を変更することがあります。

5. お客様による契約の解除

- ① お客様はいつでも所定の取送料を払って旅行契約を解除できます。
- ② 次に掲げる場合は取送料を頂きません。
 - ① 旅行契約の内容に10項目に例示するような重要な変更が行われた場合
 - ② 4項(1)に基づいて旅行代金が増額改定されたとき
 - ③ 当協会がお客様に対し2項の期日までに確定書面を交付しなかったとき
 - ④ 当協会の責めに帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能になったとき。

取送料・違約金					
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって					
21日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあたっては11日目)	20日目にあたる日以降の解除(日帰り旅行にあたっては10日目)	7日目にあたる日以降の解除	旅行開始日の前日の解除	当日の解除	旅行開始後の解除又は無連絡不参加
無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

6. 当協会による旅行契約の解除

当協会は次に例示するような場合は、旅行開始前又は旅行開始後に旅行契約を解除することがあります。

- ① 旅行代金を期日までに支払いただけないとき
- ② 予め例示した申込条件の不適合が判明したとき
- ③ お客様の病状、必要な介護者の不在その他の理由により旅行に耐えられないと認めるとき
- ④ お客様が契約内容について合理的な範囲を超えて当協会に負担を求めるとき、および他のお客様に迷惑を及ぼし団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき
- ⑤ 最少催行人員に達しなかったとき
- ⑥ 旅行締結の際に明示した旅行条件が成就しない恐れがきわめて大きいとき

7. 旅行代金に含まれないもの

旅行日程に明示されていない飲食代金及びそれに伴う税、サービス料、チップやクリーニング代などの個人的料金、超過手荷物料金、傷害・疾病に関する医療費、空港諸税、施設使用料、運送機関が課す付加運賃料金などは旅行代金に含まれていません。

8. 当協会の責任について

- ① 当協会は旅行契約の履行にあたって、当協会の故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は、損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当協会に対し通知があった場合に限りです。天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供中止、官公署の命令その他協会の関与し得ない事由により損害を被られた場合は上記の責任は負いません。
- ② 手荷物について生じた損害については損害発生の日から起算して14日以内に当協会に対して申し出があった場合に限り賠償致します。ただし損害額の如何にかかわらず賠償限度額は15万円まで(ただし、当協会に故意又は重大な過失がある場合を除きます)と致します。
- ③ お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、上記の責任を負うものではありません。
 - ① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ② 運送・宿泊機関の事故もしくは火災又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ③ 官公署の命令又は伝染病による隔離
 - ④ 自由行動中の事故
 - ⑤ 食中毒
 - ⑥ 盗難
 - ⑦ 運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞り時間の短縮

9. 旅行中の損害の補償について

当協会はお客様が当協会募集型企画旅行にご参加中に、急激かつ外来の事故で生命、身体、手荷物に被られた一定の損害について、所定の補償金および通院見舞金、入院見舞金をお支払いします。

10. 旅程保証について

- ① 当協会は契約内容に於ける重要な変更が行われたときは、当協会旅行業約款に基づき、その変更の内容に応じて旅行代金の1%から5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし変更保証金の額は、1募集型企画旅行について料代金の15%を限度とし、お客様一人について変更補償金の額が1000円未満の場合支払いしません。
 - ① 旅行開始日または旅行終了日の変更
 - ② 入場する観光地又は観光施設その他の旅行の目的地の変更
 - ③ 運送機関の等級又は設備のより低い物への変更
 - ④ 運送機関の種類又は会社の変更
 - ⑤ 宿泊機関の種類又は客室の変更
 - ⑥ 宿泊機関の客室の種類、設備、景観、その他の客室条件の変更
- ② 前記に拘らず、変更の理由が4項(1)に掲げた不可抗力の場合、当協会は変更補償金を支払いません。

11. 最少催行人員

各コース毎に明記します。最少催行人員に満たない場合は、旅行の変更及び中止をさせていただきます。その場合、日帰りコースは4日前、宿泊コースは14日前までにご連絡申し上げます。

12. 添乗員等

- ① 特に明示するものを除き、添乗員は同行いたしません。
- ② バス利用の場合、ガイドは乗車いたしません、係員が同行いたします。

13. 個人情報の取り扱いについて

- ① 当協会はお客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当協会は①当協会及び当協会の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見や感想のご提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成などにお客様の個人情報をご利用させていただくことがあります。
- ② 当協会及び当協会の各営業所(部署)はそれぞれの営業内容、お客様のお申し込みの簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、お客様の個人情報をご利用させていただくことがあります。尚、当協会の個人情報保護法への対応については、当協会から情報開示が生じないよう最善を尽くします。

14. その他

- ① ツアーの行程中止に関わらず、金融機関が収受する振込手数料はお客様の負担となりますのでご了承ください。

15. 旅行業務取扱管理者について

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明に不明な点があれば、当協会の旅行業務取扱責任者にお尋ねください。

※この旅行条件は、2025年4月1日を基準としています。又、旅行代金は2025年4月1日現在の有効な運賃・規則を基準としています。

■旅行企画・実施

富山県知事登録旅行業 地域-1号 一般社団法人 全国旅行業協会(ANTA)正会員

一般社団法人 南砺市観光協会

Tel.0763-62-1201 Fax.0763-62-1202

募集型企画旅行実施可能区域 南砺市、小矢部市、砺波市、富山市、金沢市、白山市、白川村、飛騨市
〒939-1852 富山県南砺市是安206-22 営業時間/8:30～17:30 休業日/年末年始
国内旅行業務取扱管理者/野原善一